

別表第1（第2条関係）

届 出 施 設

(1) ばい煙発生施設

番号	施 設 名	規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びガス又は灯油を燃料として専焼させるものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上、50リットル未満のもの

(2) 騒音発生施設

番号	施 設 名	規 模
1	ディーゼルエンジン ガソリンエンジン	定格出力が7.5キロワット以上で、緊急用を除く。
2	ディーゼル発電機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上で、緊急用を除き、固定式のもの
3	冷 凍 機 (冷房に用いるものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4	丸 の こ 盤 帯 の こ 盤	原動機の定格出力が、製材用のものにあつては7.5キロワット以上、15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
5	か ん な 盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
6	グ ラ イ ン ダ ー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
7	せ ん 断 機	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、3.75キロワット未満のもの
8	機 械 プ レ ス	呼び加圧能力が30トン未満のもの
9	送 風 機	原動機の定格出力が2.25キロワット以上、7.5キロワット未満のもの
10	コ ン プ レ ッ サ ー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上、7.5キロワット未満のもの